

質問回答書

(第1回 回答日：令和5年4月12日)

番号	質問事項		回答
1	実施要領 P7 5. (1)	事業計画書（様式自由、A3 横長1枚）に関して、作成すべき具体的な内容をご教示ください。また、当該計画書は別途ご提示のある評価基準による評価対象では無いとの理解で宜しいでしょうか。	事業計画書について、具体的な定めはございません。本業務委託に関しての計画を記載いただきますようお願いいたします。また、評価基準4. 二次審査のヒアリングにおいて、事業計画書の内容も評価対象に含まれるものをご承知おきください。
2	実施要領 P8 6. (1)ア	「審査委員会で審査事項に関する評価配点を決定」とありますが、当該配点は、プロポーザル評価基準の「3. 一次審査」に示された配点と解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領 P11 9. (4)エ	参加者の技術提案書等のうち、「評価テーマに対する技術提案」については、貴組合ホームページにおいて公表ができるものとする記載がありますが、各参加者の作成する提出書類は、各参加者のノウハウが記載されており、当該書類が公表されることは、貴組合の情報公開条例第6条第3号で示される「競争その他事業活動上の正当な利益を害する」ことになると考えます。技術提案書等の公表は差し控えていただけないでしょうか。	契約予定者に特定された参加者の「評価テーマに対する技術提案」については公表できるものいたします。ただし、参加者のノウハウ等、事業活動上の正当な利益を明らかに害するものに該当する部分についての公表は差し控えます。
4	評価基準 P2 3. (2)	配置技術者の技術力の評価において、同種業務・類似業務の区分係数は評価に用いられないとの理解で宜しいでしょうか。	配置技術者の技術力の評価は過去の実績5件の基礎配点に同種業務は1.0、類似業務は0.8の区分係数を乗じた数値の合計で評価するものとします。 評価基準3. (2)「配置技術者の技術力」文章内の「担当係数」は「区分係数」と読み替えてください。
5	評価基準 P2 3. (2)	配置技術者の技術力の評価において、配置技術者区分における「主担当技術者」は、業務実施計画書に示す業務体制等を証憑として提示することで宜しいでしょうか。	業務実施計画書等で主担当技術者として業務に携わっていたことが明らかとなる書面の提示をいただくようお願いいたします。

6	様式 3 様式 4 -A 様式 4 -B 様式 4 -C	「竣工年月」は、記載業務がごみ焼却施設の設計施工監理業務の場合は業務対象施設の建設工事の竣工年月であり、記載業務がごみ焼却施設の基幹的設備改良工事の設計施工監理業務の場合は基幹的設備改良工事の竣工年月と解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
---	---------------------------------------	--	-------------